令和８年（フ）第５０７２号
大阪市旭区高殿７丁目14番10号　東來マンション　301
債務者　松原　直美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９８号
大阪市西成区出城３丁目２番２―102号
債務者　土川　智広
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０１号
大阪府茨木市若園町30番12号　ボアソルテ301号
債務者　松葉　優美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８８号
大阪府池田市豊島北１丁目15番25号、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番13―602号
債務者　藤原　英則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５７号
大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―207号
債務者　大久保信男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４０５号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1011号
債務者　相原　香織
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２０号
大阪市東淀川区大桐３丁目27番９号　ＯＲＧ003　505号
債務者　竹田ほのか
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２９号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38－Ａ606号
債務者　大野　由貴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―307号
債務者　積　　隆一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６４０号
大阪市港区夕凪１丁目12番15―605号
債務者　高宗　朝雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６７６号
大阪市城東区鴫野西２丁目２番５―207号、前住所大阪市北区天満４丁目５番18号　伊勢ハイム　402号室
債務者　山本満里子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市枝川町10番27―208号
債務者　林　　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目97番地の２　セントラルファイブ　305
債務者　白柳　瑶子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目17番地の１　101号、前住所兵庫県西宮市今津曙町９番20号
債務者　西﨑　良彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市神崎町12番39号　シルバーリビング尼崎　３Ｆ
債務者　宮木　敏子（法定代理人成年後見人　和田　智子）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市大物町２丁目６番21―502号
債務者　友田　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県たつの市誉田町上沖208番地、住民票上の住所兵庫県たつの市誉田町上沖186番地１
債務者　君浪りき子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部